



経済産業省



最低賃金引上げに向けた 経済産業省の中小・小規模企業への支援策

2026年9月

中小企業庁

経済産業省の最低賃金引上げに係る中小・小規模企業への支援策

最低賃金の引上げ（全国加重平均56円）に際し、（１）「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環実現に向けた価格転嫁・取引適正化の徹底、（２）各補助金・税制における支援、（３）省力化投資促進プランの推進、（４）各事業者の経営力向上に向けた徹底的なプッシュ型のアプローチと伴走支援、を包括的に行う。

（１）「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環実現に向けた価格転嫁・取引適正化の徹底

- ① 取適法（中小受託取引適正化法）・振興法（受託中小企業振興法）の「現場への浸透」
- ② 官公需における価格転嫁・取引適正化
- ③ 取適法対象外の取引への規制強化

（２）各補助金・税制における賃上げに関する支援

- ① 持続化補助金
- ② 新事業進出・ものづくり補助金
- ③ デジタル化・AI導入補助金
- ④ 省力化投資補助金
- ⑤ 賃上げ促進税制

（３）「省力化投資促進プラン」の推進

（４）中小企業への徹底的なプッシュ型のアプローチと伴走支援

- ① 自治体と連携した支援機関によるプッシュ型のアプローチと伴走支援
- ② 商工会議所、商工会による賃上げに向けた働きかけを起点とした相談対応

(1) 「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環実現に向けた価格転嫁・取引適正化の徹底

① 取適法・振興法の「現場への浸透」

- 令和8年1月に施行された取適法・振興法の効果をサプライチェーンの深い層まで波及させるため、**企業の調達現場まで一層の浸透**を図る。AI分析を活用するなど**執行体制を強化**するとともに、事業所管省庁との連携を一層緊密に行い、**取引実態の把握**を徹底することにより、執行を強化する。
- 労務費を含む価格転嫁の商習慣を社会全体に定着させるため、**取適法・振興法の一層の周知徹底**を行うとともに、**パートナーシップ構築宣言の拡大・実効性の向上**等の取組を進める。

② 官公需における価格転嫁・取引適正化

- 地域経済に与える影響が大きい官公需において、**「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」**により、2027年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を100%実施する。
- 国等及び地方公共団体の取組状況の見える化を図るため、官公需に特化した形で、**受注側中小企業による国等及び地方公共団体の取組状況の評価**を行う。

③ 取適法対象外の取引への規制強化

- 大企業同士・中小企業同士や発荷主・着荷主間の取引など、取適法の対象外の取引の強化のため、**公正取引委員会が独占禁止法に基づく特殊指定を策定・改正**した。来年4月からの施行に向け、公正取引委員会と連携して、周知徹底を図る。
- 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上のガイドライン」**について、公正取引委員会が改定し、実効的な価格協議が行われず対価が定められる場合の想定例等を追記することで、価格交渉において独占禁止法上問題となる行為を明らかにした。公正取引委員会と連携して、その遵守が図られるよう、事業者には促していく。

(2) 各補助金における賃上げに関する支援

① 持続化補助金における補助上限引上げ・加点措置

持続化補助金の概要

- 対象 : 経営計画を作成し販路開拓等に取り組む小規模事業者等
- 補助上限 : 50万円
- 補助率 : 2 / 3 (**賃金引上げ特例のうち赤字事業者は3 / 4**)
- 以下の要件を満たす場合に、**補助上限額を上乗せ**（50万から200万に引上げ）で支援。
 - 補助事業実施期限日を終点とした連続する12か月とその前年同月の12か月を比較し、**1人あたり給与支給総額を3%以上増加**させること
- 以下の要件を満たす場合に、**加点措置**を実施。
 - すでに実施された地域別最低賃金の改定において、直近からひとつ前の改定以降直近の改定までの期間で、**直近の地域別最低賃金未満で雇用していた従業員（連続した3か月以上）が一人でもいる**場合
 - 補助事業実施期限日を終点とした連続する12か月とその前年同月の12か月を比較し、**1人あたり給与支給総額を2%以上増加**させること

(2) 各補助金における賃上げに関する支援

② 新事業進出・ものづくり補助金における補助上限・補助率引き上げ及び加点措置

新事業進出・ものづくり補助金の概要

- 対象 : 技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を行う中小企業・小規模事業者等
- 補助上限 : 750万円～9000万円
- 補助率 : 1 / 2 又は 2 / 3

- ・ 積極的に賃上げを行う事業者を支援するため、以下の要件を満たす場合に**補助上限を上乗せ**で支援。

- 事業計画期間終了時に**1人あたり給与支給総額の年平均成長率6%以上増加**させ、かつ事業計画期間において、**事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準**の場合

- ・ 最低賃金引上げの影響を強く受ける事業者を支援するため、以下の要件を満たす場合に、「地域別最低賃金引上げ特例」で、**通常より高い補助率（1/2から2/3に引上げ）**で支援。

- 指定する一定期間において、3か月以上改定後の**地域別最低賃金未満で雇用している従業員が全従業員数の30%以上**いる事業者

- ・ 補助率引上げ要件に該当する事業者（1）及び、以下の要件を満たすような事業者（2）それぞれに対し、**加点措置**を実施。

- 指定する一定期間において、3か月以上改定後の**地域別最低賃金未満で雇用している従業員が全従業員数の30%以上**いる事業者（1）
- 一定期間において、**事業場内最低賃金を「全国目安で示された最低賃金の引上げ額」以上の賃上げ**をする事業者（2）

(2) 各補助金における賃上げに関する支援

③ デジタル化・AI導入補助金における補助上限引き上げ・加点措置

デジタル化・AI導入補助金の概要

- 対象 : 生産性向上を目的とし、デジタル化やD X等に向けたAIを含むITツール（ソフトウェア、サービス等）を導入する中小企業・小規模事業者
- 補助上限 : ITツールのプロセス数が1プロセス以上150万円未満、4プロセス以上450万円〔通常枠〕
- 補助率 : 1 / 2以内、最低賃金引上げ特例の場合 2 / 3 以内〔通常枠〕

- 以下の要件をいずれも満たす場合に、上限450万円の枠の申請を可能とする形で**補助上限を上乗せ**。

- 事業計画期間において、**1人当たり給与支給総額の年平均成長率を3%以上**とすること
- 事業計画期間において、**事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上の水準**にすること

- 以下の要件を満たす場合に、「最低賃金引上げ特例」で、**通常より高い補助率（1/2から2/3に引上げ）**で支援。

- 指定する一定期間において、3か月以上改定後の**地域別最低賃金未満で雇用している従業員が全従業員数の30%以上**いること

- 補助率引上げ要件に該当する事業者（1）及び、以下の要件を満たすような事業者（2）それぞれに対し、**加点措置**を実施。

- 指定する一定期間において、3か月以上改定後の**地域別最低賃金未満で雇用している従業員が全従業員数の30%以上**いる事業者（1）
- 一定期間において、**事業場内最低賃金を「全国目安で示された最低賃金の引上げ額」以上の賃上げ**をする事業者（2）

(2) 各補助金における賃上げに関する支援

④ 省力化投資補助金（一般型）における補助上限・補助率引き上げ及び加点点措置

省力化投資補助金（一般型）の概要

- 対象 : 中小企業などが省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性 年平均成長率4%向上」を目指す事業計画に取り組むもの
- 補助上限 : 750万～8000万
- 補助率 : 中小企業 1/2、小規模・再生事業者 2/3

- 以下の要件を満たす場合に、**補助上限を上乗せ**で支援。

- ① 事業計画期間終了時点において**1人あたり給与支給総額の年平均成長率6%以上増加**させる事業計画を策定し、採択を受けた場合は自身が設定した目標値を達成させること。② 事業計画期間において、**事業場内最低賃金を事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準**とすること。これら①②の達成に向けた具体的かつ詳細な取り組みを事業計画書に記載した事業者

- 以下の要件を満たす場合に、「最低賃金引上げ特例」で、**通常より高い補助率（1/2から2/3に引上げ）**で支援。

- 指定する一定期間において、3か月以上改定後の**地域別最低賃金未満で雇用している従業員が全従業員数の30%以上**いる事業者

- 補助率引上げ要件に該当する事業者（1）及び、以下の要件を満たすような事業者（2）それぞれに対し、**加点点措置**を実施。

- 指定する一定期間において、3か月以上改定後の**地域別最低賃金未満で雇用している従業員が全従業員数の30%以上**いる事業者（1）
- 一定期間において、**事業場内最低賃金を「全国目安で示された最低賃金の引上げ額」以上の賃上げ**をする事業者（2）

(2) 各補助金における賃上げに関する支援

④ 省力化投資補助金（カタログ注文型）における補助上限・補助率引上げ及び加点措置

省力化投資補助金（カタログ注文型）の概要

- 対象 : 中小企業などが省力化製品を対象商品リスト（カタログ）から選んで購入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率 3% 向上」を目指す事業計画に取り組むもの
 - 補助上限 : 500万～1000万
 - 補助率 : 1 / 2以下
- 以下の要件を満たす場合に、**補助上限を上乗せ**で支援。
 - 申請時と比較して、(a) **事業場内最低賃金を3%（日本銀行が定める「物価安定の目標」+1%）以上増加**させること、(b) **給与支給総額を6%以上増加**させることの双方を補助事業実施期間終了時点で達成する見込みの事業計画を策定した事業者

(2) 中小企業向け賃上げ促進税制

中小企業向け賃上げ促進税制の概要

- 対象 : 中小企業者等 (※) 又は青色申告書を提出する常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主
 - (※) 青色申告書を提出する者のうち、以下のいずれかに該当する者
 - ・ 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人（同一の大規模法人から1/2以上、複数の大規模法人から2/3以上の出資を受ける法人は除く）
 - ・ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
 - ・ 協同組合等
- 適用期限：令和8年度末
- **前年度から給与等支給額を増加させた場合に、増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除。**
 - 雇用者給与等支給額が前年度と比べて**1.5%以上増加**している場合は、給与等支給増加額の**15%**を税額控除できる
 - **2.5%以上増加**している場合は、給与等支給増加額の**30%**を税額控除できる
- 以下の要件を満たす場合、**税額控除率を5%上乘せ**。
 - 適用事業年度中に、くるみん（プラス）認定、えるぼし（プラス）認定（2段階目以上）等を取得したこと
 - 適用事業年度終了時に、プラチナくるみん（プラス）認定、プラチナえるぼし（プラス）認定を取得していること
- 賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額は、5年間繰り越すことが可能。
- 控除上限は法人税額等の20%である。

(3) 「省力化投資促進プラン」の推進

人手不足が特に深刻と考えられる**12業種**について、業種毎に、生産性向上目標、周知・広報、多面的な促進策（優良事例の情報提供・横展開等）、サポート体制の整備などを内容とする**「省力化投資促進プラン」を策定**。

①全国的なサポート体制の整備

- (a) 省力化ナビ（中小機構Webサイト）を活用したプッシュ型支援
 - ・ 2026年3月に、**業種別の課題と解決策をイラスト形式で直感的に把握できるwebサイト**を中小機構のwebページに作成。
- (b) 商工会・商工会議所による専門家派遣
 - ・ 商工会・商工会議所から派遣された**専門家が省力化ナビの活用を支援**。
- (c) 生産性向上支援サポーターの伴走による専門的支援
 - ・ 2026年4月に、47都道府県のよろず支援拠点に**生産性向上支援センター**を開設し、**約500名のサポーターの体制で事業者を支援**。

②省力化投資補助金、デジタル化・AI導入補助金

- ・ 中小企業の省力化投資の促進に向けて、省力化投資補助金（一般形・カタログ注文型）（P7, 8）や、デジタル化・AI導入補助金（P6）で支援。

(4) 徹底的なプッシュ型のアプローチと伴走支援の実施

① 自治体と連携した支援機関によるプッシュ型のアプローチと伴走支援

- ・ 支援機関・金融機関・自治体等が地域の中小企業・小規模事業者を継続的に支える伴走支援を強化し、**一体的な支援基盤**を構築する。
- ・ 具体的には、「かかりつけ医」である支援機関や金融機関側の**積極的な働きかけ（プッシュ型）を行う**とともに、「専門医」による**寄り添った支援（伴走支援）を拡大**する。
- ・ 上記の実現に向け、**自治体連携型補助金（事業環境変化対応型）や重点支援地方交付金の活用を通じた地域の伴走支援体制の構築**を行う。

② 商工会・商工会議所による賃上げに向けた働きかけを起点とした相談対応

- ・ **賃上げパンフレットの配布**と、これを起点とした**相談対応**を実施する。
- ・ 商工会・商工会議所をはじめとする**経営相談窓口へ相談を行う事業者**に対して、賃上げ等に向けた支援を行う。
- ・ 令和7年度（11月～3月）には**約30万件の相談対応を実施**。こうした取組を継続する。

①②をあわせて、**今年度末までに100万件のプッシュ型のアプローチによる伴走支援・相談対応**を目指す。